

令和6年度 建設リサイクル認定資材の募集のご案内 <申請の手引>

神奈川県県土整備局では、廃棄物を有効な資源として積極的に利用した建設リサイクル資材の利用拡大を図り、循環型社会づくりの形成に資するため、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」等に基づき、認定対象品目の資材について次のとおり期間を定めて募集し、評価基準等に適合した資材を認定します。

■ 認定対象品目 16 品目

- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生コンクリート二次製品
- 再生木質ボード
- 再生セラミックタイル
- 再生人造鉱物纖維断熱材
(グラスウール断熱材
・ロックウール断熱材)
- 再生改良土
- 再生集成材・合板
- 再生流動性埋戻材
- 再生骨材等
- 再生舗装用ブロック
(平板、インターロッキングブロック)
- 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
- 再生ビニル系床材
- 再生骨材コンクリート
- 再生バーク堆肥
- 再生モルタル
- 再生生コンクリート

■ 申請方法

- 認定対象品目の資材として認定を受けるにあたっては、次頁以降の制度概要や実施要領等を参照の上、申請書を作成し提出してください。
- 申請書の様式は、神奈川県のホームページ内の「県土整備局公共工事グリーン調達基準」からダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html>

■ 今回の募集期間

- 令和6年4月1日(月) ~ 令和7年3月31日(月)
申請にあたっては、郵送いただくか、あらかじめご希望の日時をご連絡の上、書類を持参するようお願いします。
なお、事前相談をご希望される場合は、電話等でご連絡をお願いします。

■ 受付場所（問合せ先、送付先）

- 神奈川県県土整備局都市部技術管理課建設リサイクルグループ
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 新庁舎12階
電話番号 045-285-3203
電子メール con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp

＜目 次＞

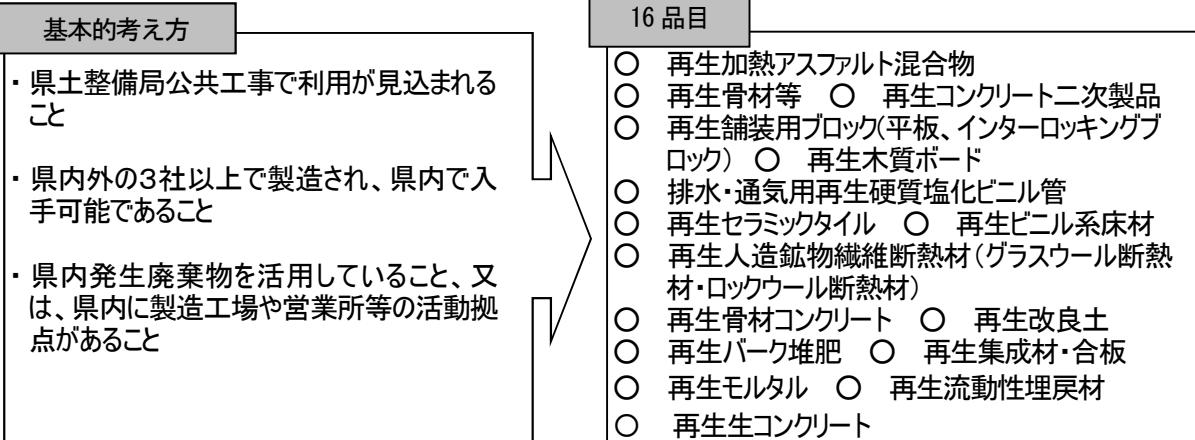
1 制度の概要	P 1-1
2 制度の概要図	P 2-1
3 県土整備局公共工事グリーン調達基準別表第8（認定対象品目の評価基準）	P 3-1 ~27
4 神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領	P 4-1 ~20
申請書の記載例	P 4-21~97
5 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領	P 5-1 ~26
申請書の記載例	P 5-27~35
6 Q&A	P 6-1 ~5



1 制度の概要

1 募集資材の対象

- 募集資材は、県土整備局公共工事グリーン調達基準(以下「グリーン調達基準」という。)に定める「認定対象品目」の中から、期間を定めて募集します。
- 「認定対象品目」は、グリーン調達基準に定める特定調達品目(国の基準に準じたもの。以下「特定調達品目」という。)の中から、次の「基本的考え方」を勘案して該当するものについて、「神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会(以下「評価委員会」という。)」に意見を聞いた上で、移行して位置付けています。



- なお、「認定対象品目」は、今後、「特定調達品目」の中から基本的考え方を勘案して該当するものを移行して位置付けていく予定です。

2 資材の募集・認定

- 「認定対象品目」の資材の募集・認定は、それぞれ次の区分によりに行います。

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領	コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領
<ul style="list-style-type: none">○ 再生加熱アスファルト混合物○ 再生コンクリート二次製品○ 再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック)○ 再生木質ボード○ 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管○ 再生セラミックタイル ○ 再生ビニル系床材○ 再生人造鉱物繊維断熱材(グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)○ 再生骨材コンクリート ○ 再生改良土○ 再生バーク堆肥 ○ 再生集成材・合板○ 再生モルタル ○ 再生流動性埋戻材 ○ 再生生コンクリート	<ul style="list-style-type: none">○ 再生骨材等

3 資材の認定方法等

- 申請された資材は、2の各規定に基づき、グリーン調達基準に定める「認定対象品目」の評価基準(以下「評価基準」という。P3~28参照)に適合しているかどうか等について、審査した上で認定を行い、公表します。

4 資材の利用

- 県土整備局は、認定資材の単価設定等を行った上で、グリーン調達基準に定める利用方針に基づき、次の区分のとおり分類して利用します。

率先利用認定資材	その他認定資材
<p>次の事項に該当する出先事務所等は、特段の理由がない限り、その認定資材(率先利用認定資材)を利用します。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 寸法・規格等が同等である認定資材が3以上ある○ その認定資材の価格※が新材の価格※と同等以下で当該出先事務所等の管内で供給されている	<p>左記以外の認定資材は、利用可能なときは、環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め、予算の範囲内で積極的に利用するよう努めます。</p>

※「価格」とは、県の価格調査等で設定した価格をいいます。以下同じです。

2 制度の概要図

